

# 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を受ける方へ

(成人用肺炎球菌ワクチン)

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

この説明文をお読みいただき、「川崎市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種予診票」をご記入の上、医師の診察を受けてください。もし、普段と変わったことがあった場合には、医師にご相談ください。平成26年度から平成30年度まで経過措置により実施していた対象者について、平成31年度以降も継続実施することとなりました。

## 1 肺炎球菌による感染症

肺炎は、細菌やウイルスなどが肺に入り込んで起こる炎症です。肺炎の原因となる細菌やウイルスには様々な種類のものがありますが、日常でかかる肺炎の原因で最も多いのは肺炎球菌という細菌です。

肺炎球菌は、日常に存在する細菌であり、正常なヒトの皮膚や粘膜の表面に定着している微生物の一つです。通常は病原性を示しませんが、免疫力の低下等によって、体内に侵入すると、肺炎、敗血症、慢性気道感染症、中耳炎、副鼻腔炎、髄膜炎等の発症の原因菌となります。

## 2 成人用肺炎球菌ワクチン

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種に使用する「成人用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」は、肺炎球菌の23種類の型に対応するよう作られています。

1年中どの時期でも接種することができ、毎年接種する必要はありません。

この予防接種により、肺炎球菌が原因で起こる感染症を予防するとともに、感染してしまった場合の重症化を防ぐことができます。

※ただし、すべての肺炎を予防できるわけではありません。

## 3 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を受けるにあたって

予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌感染症の対象生年月日に該当する方であっても、過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は助成対象にはなりません。

※接種後、5年以上経過した方も助成対象とはなりませんのでご注意ください。

また、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は、法律上の義務はなく、本人が接種を希望する場合に接種を受けることができます。

予診票には「高齢者の肺炎球菌感染症予防接種希望書」の欄があり、本人の署名が必要です（代筆可）。接種を受ける本人の正確な意思確認が難しい場合には、家族等により本人の接種意思の有無を慎重に確認し、予防接種の実施について決定する必要があります。

最終的に本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく接種ではないため、助成対象にはなりません。

#### 4 次の方は接種を受けることができません

- ① 明らかに発熱している方(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ このワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
- ④ その他、医師が予防接種を行うことについて不適当な状態と判断した場合

#### 5 次の方は接種前に医師にご相談ください

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

#### 6 接種後は以下の点に注意してください

##### (1) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④ 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般に症状は軽く、通常、数日中に消失します。

##### (2) 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、息苦しくなる、顔面が蒼白になる、じんましん、出血しやすい、出血が止まりにくい、手足の筋肉に力が入らない、高熱、頭痛等の症状が現れたら、医師(医療機関)の診察を受けましょう。

その他、わからないことや気になる症状が発生した場合は、医師(医療機関)又は川崎市健康福祉局保健所にお問合せください。

#### 7 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌感染症予防接種により健康被害が発生した場合は、法による救済措置があります。救済措置は、健康被害を受けた本人等が健康被害救済の申請を行い、厚生労働大臣が認定した場合に受けることができます。

気になる症状が発生した場合は、医師または川崎市健康福祉局保健所にご相談ください。

#### 8 問合せ先

□川崎市予防接種コールセンター(高齢者の肺炎球菌・高齢者のインフルエンザ専用番号)

受付時間 8時30分から17時15分 月～金(祝日・年末年始除く)

**電話 044-200-0144** / FAX 044-200-3928

※令和2年4月1日から電話番号が変わりました。